文書分類番号	00	09	03	002	永　年	起案	令和　年　月　日	決裁	令和　年　月　日
議　長	副議長	局　長	副主幹	係　長	主　査	担　当	文書取扱主任		

第23回　経済建設常任委員会　会議録

開催年月日	令和４年11月17日（木曜日）	開会 10時58分	閉会 13時43分	
開催場所	第二・第三委員会室			
出席委員	荒木、山本、三上、木下、寄谷、本間、田村、柴田	事務局	深村事務局長	
	水口		壽崎副主幹	
欠席委員	なし		吉田主事	
説明員	別紙のとおり	議　件	別紙のとおり	

議事の概要	１　所管からの報告事項について
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い全て報告済みとした。
	（１）令和４年度一般会計補正予算について（高圧電力使用施設の電気料金）
	（２）滝川ふれ愛の里条例の制定について
	（３）令和４年度一般会計補正予算について
	（４）滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定について
	（５）公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）及び池の前水上公園キャンプ場）
	（６）公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）
	（７）総合交流ターミナルたきかわの指定管理者の選定について
	（８）令和４年度建設部工事発注状況について
	（９）令和４年度一般会計補正予算について
	(10) 令和４年度滝川市営事業等調査審議会における諮問審議について（中間報告）
	(11) 立地適正化計画策定経過報告について
	(12) 都市計画マスタープラン改定経過報告について
	(13) 市営住宅東団地跡地の売却完了について
	(14) 公の施設の指定管理者の指定について（滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設）
	(15) 令和４年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算について
	(16) 開西団地再編事業について
	(17) 滝川市における建築主事の廃止について
	(18) 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について

	(19) 令和４年度一般会計補正予算について
	２　第４回定例会以降の調査事項について～別紙
	別紙調査項目のとおりとすることに決定した。
	３　その他について
	荒木委員長から令和４年滝川市議会経済建設常任委員会視察報告書について、内容の確
	認とホームページに掲載する旨の説明があった。
	４　次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
上記記載のとおり相違ない。　経済建設常任委員長　　荒　木　文　一　㊞	

第23回　経済建設常任委員会

R4.11.17（木)11：00～
第二・第三委員会室

開　　会　１０：５８

委 員 長　　ただいまより第23回経済建設常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長　　委員動静でありますが、委員全員出席です。堀議員、山口議員、佐々木議員、東元議員に傍聴を許可しております。報道として、株式会社空知新聞社、株式会社北海道新聞社の取材を許可しております。

１　所管からの報告事項について

委 員 長　　それでは、１、所管からの報告事項について、まず総務部、（1）、令和４年度一般会計補正予算について（高圧電力使用施設の電気料金）について説明を求めます。

（１）令和４年度一般会計補正予算について（高圧電力使用施設の電気料金）

常盤係長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。申し遅れましたが、◎については議案関連となっておりますので、事前の審査に当たらないようご留意願います。
質疑ございますか。

三　　上　　電気代、ガス代について、一般家庭については国が今後助成していくという方向性にありますけれども、地方自治体に対しては値上がりした分についての国からの補填や補助金みたいなものは今後あり得るのかどうなのか伺います。

常盤係長　　現在の情報は報道に出ている分しかないのですが、企業に対しても再エネ調整分、約3.5円ぐらいの補助があるようなことは聞いているのですけれども、まだ実際に確定的な情報はないので、今後情報をつかんでいきたいと考えております。

委 員 長　　ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　それでは、（1）については報告済みといたします。
所管の入替えがございますので、暫時休憩いたします。

休　　憩　１１：０５

再　　開　１１：０５

委 員 長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。
産業振興部よりご説明いただきますが、その前に１つおわびがございます。当初、この関係について一日でも早く委員の皆様に情報を提供したいという趣旨で、11月８日に委員会を開催するというご案内をさせていただきました。その後、議会事務局とも検討の上、議会運営上、８日に委員会を開催して質疑を受け付け、本日は議案関連として質疑が受け付けられないということになると、８日の質疑が事前審査に当たるかどうかというのが焦点になってきますので、あまりにも期間が近いということで８日を取りやめたという経緯でございます。混乱したことをまずは冒頭おわびを申し上げます。
その上でこれから説明をいただきますが、（2）、滝川ふれ愛の里条例の制定について、（3）、令和４年度一般会計補正予算について、（4）、滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定について、（5）、公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里（地ビ

ール製造施設を除く。）及び池の前水上公園キャンプ場）、（６）、公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）について一括して説明を求めます。

（２）滝川ふれ愛の里条例の制定について

（３）令和４年度一般会計補正予算について

（４）滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定について

（５）公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）及び池の前水上公園キャンプ場）

（６）公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）

三並係長　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　説明が終わりました。
質疑ございますか。

三　　上　地ビール製造施設の指定管理の期間についてですが、これは１年ではなくて３年ですよね。振興公社で１年間はやるということなのでいいのですけれども、３年にした場合に、あるいは振興公社の後民間が受けた場合に、このことによって縛りになることというのは懸念されませんかね。

委 員 長　三上委員、お気持ちはよく分かります。質疑の趣旨は大変よく分かりますが、１つ質疑を許すと際限なく許さなければいけないということになりますので、本会議でお願いいたします。
ほかに質疑ございますか。

田　　村　ふれ愛の里の施設は、平成９年に開業してから今までずっと入湯者は20万人前後いるのだけれども、それでいながら経営はなかなか大変だと。北のたまゆらも撤退だということであれば、この施設はこのままやってもずっと駄目だと思うのです。6,300万円を１年間出してもそれ以上の入湯者が確保できないという場合、将来的にこのままの状態では駄目なのだから、改革するための１年間の休みだとか１年間市がやるとか、何もしないのだったら絶対赤字だということが目に見えているから、そういうことに対する……これ議案に触れていないでしょう。

委 員 長　ごめんなさい。お気持ちはよく分かります。全員がいろんなことをお聞きした上で、事実上のゴーサインになりますから各委員が慎重になるのは分かりますが、ルールですので、本会議でお願いをしたいと思います。
ほかに質疑ございますか。

木　　下　委員長が駄目だと言うのであれば取り下げますが、委託の6,383万3,000円の内訳を聞くのは駄目ですよね。

委 員 長　はい、駄目です。

柴　　田　今説明されていないと思うのですけれども、この部分をしっかり固めて議会に提出して可決を求めることで従業員の皆さんの動揺を収められるということで市は考えられていますか。それだけ１点聞かせてください。

委 員 長　申し訳ありません。どこまでいいかというのは非常に難しいのですが、本会議の場で全てを出し尽くしていただきたいと思います。まさに雇用に関わることも事前の審査に当たるので、却下いたします。
ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　これも異例なのですが、要望がございます。本会議に臨むに当たりまして、非常に重要な案件でありますので、恐らく相当数の質疑が予想されます。私は本会議場での議事の進行に何の権限もございませんが、混乱を来すことがないよう、できれば委員の皆様、それから各会派の議員の皆様に事前に、口頭でも構いませんので、所管にこういう趣旨でこういう質疑をするということを通告いただいたほうが、当日やり取りとしてスムーズにいくのかなというふうに思います。ぜひともよろしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委 員 長　　それでは、（2）から（6）については報告済みといたします。

それでは、引き続きまして（7）、総合交流ターミナルたきかわの指定管理者の選定についての説明を求めます。

（7）総合交流ターミナルたきかわの指定管理者の選定について

山平係長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。

質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　それでは、（7）は報告済みといたします。

ここで所管の入替えがございますので、暫時休憩いたします。

休　　憩　１１：２５

再　　開　１１：２６

委 員 長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（8）、令和４年度建設部工事発注状況について説明を求めます。

（8）令和４年度建設部工事発注状況について

東 係 長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。

質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　（8）については報告済みといたします。

続きまして、（9）、令和４年度一般会計補正予算について説明を求めます。

（9）令和４年度一般会計補正予算について

山口係長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。

質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　（9）については報告済みといたします。

続きまして、(10)、令和４年度滝川市営事業等調査審議会における諮問審議について（中間報告）の説明を求めます。

(10) 令和４年度滝川市営事業等調査審議会における諮問審議について（中間報告）

古山係長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。

質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　（10）については報告済みといたします。
続きまして、（11）、立地適正化計画策定経過報告について説明を求めます。

（11）立地適正化計画策定経過報告について

花田係長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。
質疑ございますか。

本　　間　　誘導区域と誘導施設の設定の部分について質疑いたします。
まず、都市機能誘導区域と、居住誘導区域については、区域を設定したエリアについては補助金等の優遇措置等が見込めるというふうに確認してよろしいか。

花田係長　　都市機能誘導区域と居住誘導区域の中で実施をした場合における国の補助金の関係なのですけれども、今後居住誘導区域内や都市機能誘導区域内において事業を実施する場合、都市再生整備計画の関連事業であれば国から事業に対する補助金をいただけるものがあります。これらにつきましては、都市機能誘導区域内であれば事業費に対して最大で50パーセント、居住誘導区域内であれば最大45パーセントの補助金を国からいただける制度となっております。ただし、用途地域に指定している面積に対して都市計画区域の面積が50パーセント以上であれば補助金が50パーセントから45パーセントに引き下げられたり、また居住誘導区域の面積が用途地域に指定している面積に対して50パーセント以上であれば居住誘導地域で行う事業の補助金が該当しなくなるなどの制約はあります。今設定している居住誘導区域と都市機能誘導区域についてはそれぞれ用途地域に指定している面積の50パーセント以下であるので、問題はないことになります。
補助金の対象としましては、立地適正化計画で定めた誘導施設を新たに誘導区域内で建築を行うですとか、誘導区域内の公園とか道路の整備を行うなど幅広いものがあります。交付率の高い補助金をいただけるということでいろいろな制約があり、現在詳しいことは申し上げることができませんが、今後国に確認しながら対応してまいりたいと考えております。

本　　間　　エリアの設定というのは、資料に書かれているように設定されたというのは理解をいたしますけれども、成案になるまでいろんなことが言われるのです。このエリアは非常に重要になってくると思われるので、エリア設定が10メートル違ったらエリアに入るのにとか、そういうようなお考えを持つことは容易に想像できる話であります。例えば、文化センターの現地建て替えという話を聞きますけれども、これはエリア外なのです。今後そういうことを言われたりする可能性があるというふうにお考えなのかどうなのかと、それからその場合どういうふうに対応していこうと思われているのか、お伺いいたします。

花田係長　　都市機能誘導区域と居住誘導区域の設定につきましては、基本的な考えに基づいて設定しておりまして、人口密度が１ヘクタール当たり20人以上であることや、浸水エリアにおける浸水深が３メートル未満であること、市内バス路線などの公共交通の維持が見込まれるエリアなど、その辺を重点としながら区域の設定を行っているところであります。都市機能誘導区域の設定につきましては、都市機能が一定程度充実しているエリアや、周辺からの公共交通によりアクセスの利便性が高い区域など、都市拠点となるべき区域を設定することになっておりまして、国の指針では駅や市役所から徒歩圏800メートル以内で容易にできること等が示されており、ほかにも用途地域の商業地域として設定されている

ことも考慮して現在設定しております。今後12月になりますと、先ほども説明で申し上げましたが、地域懇談会やパブリックコメントを実施して意見を聞きながら、今後素案について適宜見直すかどうかということを検討してまいりたいと思います。

本　　間　　先ほどの文化センターの件も含めて市役所内の事情などいろんなことが絡んでくるということはあると思うのですけれども、その辺の調整についてのお考えをお伺いしたいと思います。

加地次長　　市役所内の調整ということで、各種計画についての整合性というような議論というのは、今現在においても本部会議の中では議論として議題に上がっております。文化センターにつきましては個別施設計画の中での対応の位置づけ、立地適正化計画での位置づけでは計画の分野が違うのですけれども、それぞれの制約があります。個別施設計画においては公共で持っている用地の中での対応範囲ということでエリアに一定の制限がかかってくるのであろうと思います。そして、立地適正化計画につきましては、市民の皆さんや民間がお持ちの土地についても方針的なものを持っていくという部分でいけば、市民の皆さんがこの場所ではいけないのだと、民間の土地を買ってでもやったらいいのでないかというような話もあるかもしれません。しかしながら、それぞれの計画の目標、目的というものが若干違うところもありますので、現在においては調整中としか申し上げることができません。今後素案を原案化する上においては、市民の皆さんからも多々な議論や先ほど本間委員もおっしゃられたような設定に対してのご意見というのもあるかと思いますので、そういった部分を十分検討し、かつ国や北海道においても意見を頂戴しながら最終的な区域について見いだしていきたいというのが、立地適正化を策定する所管部局としての考え方ということで申させていただきます。

委 員 長　　ほかに質疑ございますか。

水　　口　　災害リスクということを想定してこういう割り方になっているのですが、今後民間の開発というのも期待がされるという中で、居住誘導区域を見ますと、何町何番までは区域内だけれども、何番以降は区域外ですとか、何町ぐらいのくくりでやっていかないと、同じ何町何丁目でも何番は対象だけれども、何番以降は対象外とか、こういうことは今後市民の不満なども考えられるのですが、こういうエリアの設定をしなければならないという確固たるものとしては、先ほど説明した以外のことはないのかどうか確認させてください。

加地次長　　水口委員から先ほどの説明以外に何かあるかということのお話なのですが、計画については滝川市に裁量権が委ねられているところもありますので、市としてどう設定するかという部分になってくるかと思います。しかしながら、何町、何町ということで設定したとしても、10メートル違えば当然違うエリアになってくるということもありますので、極端に言えば切りがない話というのもあるかと思います。我々としてはそこをなるべく広めに取りながら、かつ安全性を考えたときに、どこまでの確率論はありますが、浸水想定エリアたるべきものがオープンになっている以上は、そのエリアについては外していくというのが大原則ということが国の指針等で示されておりますので、その部分を逸脱してまで設定をしていくというのは少し我々としては難しい面があるのではないかというような理解をしているところです。

委 員 長　　ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　（11）については報告済みといたします。
次に入る前に皆さんにお諮りをいたします。まだ８件ほど残っておりまして、このまま延長するか、昼休憩をとるか方法は２つしかありません。午後１時半から厚生常任委員会の開催予定になっておりますので、昼食休憩を取り、午後１時から開催ということで、委員の皆様と、それから所管の皆さんの事情もありますので、私も判断しかねるものですから……

（何事か言う声あり）

委 員 長　　結構時間は超過するかもしれません。我々委員はいいのですけれども、職員の皆さんは……

（何事か言う声あり）

委 員 長　　休憩時間の問題があるので、30分以上延長するということになった場合に強制はできないので、それも勘案した上で、私としてはここで一旦切って、昼食、休憩を取っていただいて午後１時から再開というふうにしたいのですが。

（何事か言う声あり）

委 員 長　　副委員長の意見なので、私も軽々しくはできないのですけれども。

（何事か言う声あり）

委 員 長　　分からないですね。何とも言えません。いいですか。

（はいの声あり）

委 員 長　　所管の方は午後１時から再開でよろしいですか。

（何事か言う声あり）

委 員 長　　昼食休憩を取って午後１時から再開といたします。
ここで暫時休憩いたします。

休　　憩　１２：００
再　　開　１２：５５

委 員 長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしますが、説明、質疑、答弁については趣旨を逸脱しない範囲で簡潔にお願いをいたします。
（12）、都市計画マスタープラン改定経過報告について説明を求めます。

（12）都市計画マスタープラン改定経過報告について

花田係長　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。
質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　それでは、（12）につきましては報告済みといたします。
続きまして、（13）、市営住宅東団地跡地の売却完了について説明を求めます。

（13）市営住宅東団地跡地の売却完了について

横田課長補佐　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。
質疑ございますか。

田　　村　　この１億2,900万円は分かるのですが、これを造るための測量や、あるいは整地など、その費用は幾らぐらいかかっているか。それと、個人住宅が22件と圧倒的に多いわけですが、この中で市外業者が多いというのはどういう理由か、把握していたら教えてください。

横田課長補佐　　ご質疑２つあったと思います。その事業を行うに当たって支出されたものがど

のぐらいあるかということだと思うのですが、大きな部分としては、測量等に係る委託業務的なもの、それと建物を全部解体した解体工事、そのほか道路を新設したり上下水道を敷設した工事がございますが、トータルで約１億7,100万円ほどかかっております。歳入が約１億3,000万円ということで、4,000万円ほど開きがあるのではないかというようなことを思ったかもしれませんが、解体工事をするに当たっては社会資本整備総合交付金を活用しておりますので、それに対する交付金が約2,900万円ほどあります。ですから、事業の歳入全体といたしましては約１億5,800万円ほどの歳入があったものに対し、歳出が１億7,100万円ほどということで、決算ベースといたしましては1,300万円ぐらいの歳出があるというようなことでこの事業を完了いたしました。
もう一つのご質疑の戸建住宅のうち市外業者が多いという話でしたが、建設するに当たって市内業者に限るとかというような条件はつけておりません。実際のところ購入された方は、結果として市外のいわゆるハウスメーカーというところとの契約が多かったというのが実績でございます。

委 員 長　　ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　なければ、(13) については報告済みといたします。
続きまして、(14)、公の施設の指定管理者の指定について（滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設）についての説明を求めます。

（14）公の施設の指定管理者の指定について（滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設）

横田課長補佐　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。
質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　(14) については報告済みといたします。
続きまして、(15)、令和４年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算について説明を求めます。

（15）令和４年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算について

横田課長補佐　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。
質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　　(15) については報告済みといたします。
(16)、開西団地再編事業について説明を求めます。

（16）開西団地再編事業について

横田課長補佐　　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　　説明が終わりました。
質疑ございますか。

本　　間　　一般質問された内容だと思うので、答弁で解明済みだったら却下していただいて結構ですので、お願いいたします。２点について聞きたいと思います。
これまでの経過の部分で、これは平成31年から予算取りが始まった事業でありますよね。今は令和４年でありまして、これだけの期間にわたって、ウッドショックだとか資材の高騰関係については当初からあった話だと思うのと、それ

から耐震性の関係についても所定の要件を満たすとなっていますけれども、それで費用が増大しているということも聞いたことがあります。民間事業所というのは、事業年度ごとにしっかりと結論を出して先に進んでいかないと事業を続けるということになり得ないと思うので、何年もかかって結論を出すというような体質のものではないというふうに自分は理解しているのです。これについては、これまでの間しっかりとした検討をお互いに行ってきて、結論を早めに出すという意図をちゃんと持って進められていたのかどうなのかというところが疑わしいと自分自身では思うので、それについてどんな状況であったかお知らせをいただきたいと思います。

それと、もう一点は今後の方針についてなのですけれども、事業候補者の再募集に向けた検討ということを軸に書いてありますけれども、その上の対策検討の２つ目で、事業者が事業を実施するに十分な補助は財政的に不可能と書いてあるということは、ＭＯＥ福祉サービスができないものを、お金も用意しないでほかのところにお願いすることができるとは思えないのだけれども、それを軸にした検討で本当にいいのかというふうに思う。事業自体の全体像をしっかりと練り直して再スタートするということが重要なのではないかというふうに思いますけれども、そのことについてどうお考えですか。

横田課長補佐　２点ご質疑いただきました。まず、これまでの経過について時間がかかり過ぎているのではないかというような内容だというふうに思っております。確かにここに書いてある経過といたしましては、４点でまとめておりますので、各年これだけしかやっていないのかというふうに感じるかもしれません。今回の再生事業をするに当たって、基本的には国でやっている補助金を活用しながら、民間事業者には負担を減らしてやっていただこうということで始まったのですけれども、古い補強コンクリートブロック造を使った例というのが過去になく、行政としては申請の窓口であったり国交省であったり、または北海道と、ここに書いてあるように、法的なことであったり耐震性能の検証の仕方なども進めている中で、相手方といたしましても過去に例がないということでかなり時間がかかったというのが事実としてございます。

その間にも事業者といたしましては、結果が出てからその分は追加するなり変更するということで、事業の概算額を出すために建設業者に依頼しながら見積りをしていたところなのですが、まさにこの事業を開始してから間もなくしてコロナ禍になり、当初は見積りすら出てこないということもあったり、見積りについては今後先行きが見通せないので３か月ぐらいしか有効ではありませんだとか、なかなか確定的な事業費が出てこなかった中で進んでいるというのが事実です。事業者といたしましても何とか成功できるようにということで、１年実施できなかったからすぐやめますということではなく、最後まで実施できないかどうかということの検討をしていただいたところではあるのですけれども、実際にコロナ禍になってから資材の価格高騰等が進み、全然先行きが見えない、安くなるということもございませんので、どこかでどうするのかというところを決めていかないとならない時期に差しかかったと思いましたので、今年度改めてどうですかということで協議を持ちかけたところ、先ほど説明した理由のとおり難しいということになりましたので、まずは一旦、今回候補者として選定いたしましたＭＯＥ福祉サービスとの協議についてはこれをもって中止するという判断をさせていただいたところでございます。

２つ目、今後の方針の中で、それではこういう社会情勢がある中で本当に再募集だけでいいのかというようなご質疑だったと思います。これにつきましてはご指摘のとおりでございまして、これはMOＥ福祉サービスに限ってできないことではなく、日本国全体で起きている状況なので、非常に難しいというふうに判断しているところです。ですから、軸としては再募集ということではありますが、そこに向けての検討をしておりますが、ここにも書いてあるように、募集の要件であったり事業の内容ということも含めて広く検討していきながら、どのようにするかというのを決めていかなければならないというふうにも感じております。また、上位計画でございます総合計画であったり都市マスタープラン、また立地適正化計画等もできていることから、これらとの整合も図っていかなければいけないので、そもそもがこの事業としてこれからどういうふうに進めていくのだということを慎重に検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

委 員 長　簡潔にお願いします。

本　　間　１点だけ再質疑させていただきます。今後の方針についてなのですけれども、鉄筋コンクリートに対する建て替えが令和５年から始まるということで、そうした方針転換の可能性があるのではないかと自分は思うが、あまり時間かけてはまずいのではないかと思うのだけれども、どう思いますか。

横田課長補佐　ご指摘のとおりだと思っております。鉄筋コンクリートの公営住宅についてだと思いますが、公営住宅については、以前の委員会でもご報告させていただいたとおり、５年から８年にかけて建設しますということでご報告させていただいていますが、この公営住宅を含めた公営住宅全体の長寿命化計画というものの見直しも令和６年前後にかかる見通しに入っております。それを進めていかなければ、今後開西団地全体の交付金の活用であったり、その後の公営住宅の活用なども見通しが立たなくなってくるので、ここについてはどうするのかというのを早期に決めていく考えで既に動き出している段階でございます。

委 員 長　ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　なければ、(16) については報告済みといたします。

(17)、滝川市における建築主事の廃止について説明を求めます。

(17) 滝川市における建築主事の廃止について

秋山課長補佐　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　終わりました。

質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　(17) については報告済みといたします。

(18)、滝川市手数料条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(18) 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について

秋山課長補佐　（別紙資料に基づき説明する。）

委 員 長　質疑ございますか。

（なしの声あり）

委 員 長　(18) は報告済みといたします。

所管の入替えがございますので、暫時休憩いたします。

休　　憩　１３：３９

再　　開　１３：３９

委 員 長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
農業委員会事務局関連で、(19)、令和４年度一般会計補正予算について説明を求めます。

(19) 令和４年度一般会計補正予算について

酒井係長　　(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長　　説明が終わりました。
質疑はございますか。

(なしの声あり)

委 員 長　　(19) については報告済みといたします。
その他に入ります前に所管の皆さんは退席をお願いします。

２　第４回定例会以降の調査事項について

委 員 長　　それでは、２、第４回定例会以降の調査事項について、別紙のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

３　その他について

委 員 長　　３、その他について、皆さんから何かございますか。

(なしの声あり)

委 員 長　　事務局はありますか。

(なしの声あり)

委 員 長　　なければ、私から常任委員会の視察の報告書についてお手元に配付をさせていただきました。これをこれからホームページにアップします。何か問題あればご指摘をいただきたいです。ご意見等がなければ、了承いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

４　次回委員会の日程について

委 員 長　　次回委員会の日程については正副委員長にご一任をいただきますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長　　それでは、以上をもちまして第23回経済建設常任委員会を閉会いたします。

閉　　会　１３：４３

第23回　経 済 建 設 常 任 委 員 会

日　時　令和４年11月17日（木）
　　午前11時00分
場　所　第二・第三委員会室

○　開　　会

○　委員長挨拶（委員動静）

１　所管からの報告事項について（◎印は議案関連）

《総務部》

◎（１）令和４年度一般会計補正予算について（高圧電力使用施設の電気料金）　(資料)財政課

《産業振興部》

◎（２）滝川ふれ愛の里条例の制定について　(資料)産業振興課
◎（３）令和４年度一般会計補正予算について　(資料)産業振興課
◎（４）滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例の制定について　(資料)産業振興課
◎（５）公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）及び池の前水上公園キャンプ場）　(資料)産業振興課
◎（６）公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）　(資料)産業振興課
（７）総合交流ターミナルたきかわの指定管理者の選定について　(資料)観光国際課

《建設部》

（８）令和４年度建設部工事発注状況について　(資料)土木課
◎（９）令和４年度一般会計補正予算について　(資料)土木課
(10) 令和４年度滝川市営事業等調査審議会における諮問審議について（中間報告）　(資料)都市計画課
(11) 立地適正化計画策定経過報告について　(資料)都市計画課
(12) 都市計画マスタープラン改定経過報告について　(資料)都市計画課
(13) 市営住宅東団地跡地の売却完了について　(資料)建築住宅課
◎(14) 公の施設の指定管理者の指定について（滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設）　(資料)建築住宅課
◎(15) 令和４年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算について　(資料)建築住宅課
(16) 開西団地再編事業について　(資料)建築住宅課
(17) 滝川市における建築主事の廃止について　(資料)建築住宅課
◎(18) 滝川市手数料条例の一部を改正する条例について　(資料)建築住宅課

《農業委員会事務局》

◎(19) 令和４年度一般会計補正予算について　(資料)農業委員会事務局

２　第４回定例会以降の調査事項について～別紙

３　その他について

４　次回委員会の日程について

○　閉　　会

令和４年11月15日

滝川市議会議長　関　藤　龍　也　様

滝川市長　　前　田　康　吉
滝川市農業委員会会長　　木　幡　孝　雄

経済建設常任委員会への説明員の出席について

令和４年10月25日付け滝議第91号にて通知のありました第23回経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合もありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部財政課長	景　由　隆　寛
総務部財政課長補佐	岡　崎　卓　哉
総務部財政課係長	常　盤　彰　彦
産業振興部長	鎌　田　清　孝
産業振興部産業振興課長	稲　井　健　二
産業振興部産業振興課係長	三　並　義　紀
産業振興部観光国際課長	越　前　　充
産業振興部観光国際課長補佐	石　原　禎　康
産業振興部観光国際課係長	山　平　千奈都
建設部長	尾　崎　　敦
建設部次長	加　地　幸　治
建設部土木課長	伊　吹　竜　也
建設部土木課係長	東　　忠　司
建設部土木課係長	山　口　祥　弘
建設部土木課主査	内　田　喜　大
建設部土木課主任技師	工　藤　剛　志
建設部都市計画課長補佐	遠　藤　友樹弘
建設部都市計画課係長	花　田　万　敬
建設部都市計画課係長	古　山　貴　昭
建設部建築住宅課長	田　村　拓　也
建設部建築住宅課長補佐	横　田　和　典
建設部建築住宅課長補佐	秋　山　恭　範
建設部建築住宅課係長	田　上　智香子

滝川市農業委員会会長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

農業委員会事務局長	木　村　　純
農業委員会事務局係長	酒　井　智　康

（総務部総務課法制文書係）